

指定管理者制度導入施設の管理運営状況 【対象年度：令和4年度】

※1～6：所管課記入、7：指定管理者記入、8～9：指定管理者及び所管課記入、10：指定管理者及び所管課記入（実施した場合）

所管部・課	県民文化部児童相談・養育支援室
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県松本あさひ学園	住所	松本市旭2丁目11番25号
		電話	0263-88-3737
		ホームページ	https://nagano-swc.com/asahi/

2 施設の概要

設置年月	平成23年4月移転開設（昭和42年1月諏訪湖健康学園開設）	根拠条例等	児童福祉施設条例（昭和39年3月30日条例第27号）
設置目的	児童福祉法に基づく県下唯一の児童心理治療施設で、「環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする。		
施設内容	児童心理治療施設（定員35人（入所30人・通所5人） （児童福祉法第43条の2に定める児童福祉施設）		
利用料金			
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成22年度	直営・管理委託・指定管理・その他（――）	
平成 年度～ 年度	直営・管理委託・指定管理・その他（――）	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
選定方法	公募（応募者数：1）・非公募（随意指定）		

5 指定管理料（決算ベース）

令和4年度（A）	令和3年度（B）	差（A）－（B）	※（A）：当該年度、（B）：前年度（以下同じ）
191,918 千円	188,757 千円	3,161 千円	
		増減理由	児童養護施設等従事者処遇改善事業及び原油価格高騰対策支援事業による増額

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の入所に関する業務（入所者の退所に関する業務を含む。） ・入所者に対する心理学的治療及び生活指導に関する業務 ・退所者に対する相談その他の援助に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・上記に掲げる業務に附帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】（月末）（単位：人、件、%）

①入所

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度（A）	12	12	12	12	13	13	14	16	16	15	15	13	163
令和3年度（B）	16	16	13	13	13	13	12	13	15	15	15	13	167
（A）／（B）	75.0	75.0	92.3	92.3	100.0	100.0	116.7	123.1	106.7	100.0	100.0	100.0	97.6
増減要因等	GHけやきが職員体制が整わず閉鎖したままであったことや、コロナ禍の影響でのケースワークの停滞、年度末に退所が集中したことによる。												

②通所

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度（A）	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	79
令和3年度（B）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
（A）／（B）	175.0	175.0	175.0	175.0	175.0	175.0	175.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	164.6
増減要因等	年度当初から通所希望が増えたことによる。												

(様式2)

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)													
令和3年度(B)													
(A)/(B)													
増減要因等													

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有・無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和 年度(A) 日	令和 年度(A) —	無	
令和 年度(B) 日	令和 年度(B) —		

(5) サービス向上のため実施した内容

・運営の透明性を確保するとともに、事業に反映しサービスの質の向上を図るため、社会的養育推進計画に係る第三者評価及び指定管理者制度第三者評価を受審した。また、学園独自に福祉サービス評価委員会の評価を受けるとともに事業団内部監査を受審した。

・心理治療員を中心に「あさドラ」と称し、生活場面で繰り広げられている課題に焦点を当て、寸劇を用いたSSTを定期的に行い、生活場面での社会性向上に努めた。

・児童の権利擁護の充実を図るため、事業団規定に基づく、虐待防止委員会や暴力防止対応委員会による全児童への定期的な聴き取り等により丁寧な対応を行った。

・児童に「満足度調査」「嗜好調査」を実施するとともに、苦情への対応を行い、意見や要望を支援に生かした。

・例年地域の行事やイベント等に参加するとともに、社会体験の場を多く設定していたが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大により見合わせた。また、夏休み行事を充実させる予定であったが、児童感染者が発症したため、小行事(カードゲーム大会、ステークのテイクアウト会等)を実施し、児童と一緒に楽しむ機会の提供を行った。外出制限中は、学園オリジナルで余暇活動等に用いる物品が載ったカタログを作成し、児童がカタログから選んだ物品を職員がネット注文するなど、工夫を凝らした。

・給食委託業者と連携し、サービス向上のため、2か月に1回業者を交え給食提供について話し合いを継続して実施した。

(6) その他実施した取組内容

・家庭支援専門相談員を中心に、退所後のアフターケアに重点を置いた支援者会議(主催：市町村、児童相談所等)に新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら参加した。

・スポーツ、文化、太鼓の各分野でクラブ活動を行うなど、余暇時間における自主的な活動を通じ、多様な経験を積むことが出来るよう支援した。学習ボランティアや、行事・余暇活動の分野でボランティアの受入れは、新型コロナウイルス感染症拡大により見合わせた。

・児童民生委員に向け依頼により学習会へ講師として派遣(WEB)した他、ながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーへ協力した。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

・満足度調査では、生活全般に「楽しい」「普通」と答えた児童が72%、「楽しくない」が22%であった。「楽しくない」理由として、友人との関係の難しさを挙げており、主に担当職員が介入して話を聞いて助言を行った。

・支援員については、「一緒に過ごす時間が楽しい」「安心できる」「話を聞いてもらえる」など概ね好意的に受け止められているが、「もっと遊びたい」「もっと話を聞いて欲しい」等の意見もあり、個別対応時間の確保等課題と受け止めている。

・嗜好調査から、朝食のパン食の割合が少ないとの意見があり、月の中でパン食提供の多い週を増やすことで対応した。

8 管理運営状況（実施状況及びそれに対する評価を記入）

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書、事業計画書に基づき、施設の目的に沿った効果的な管理運営を行った。なお、「小規模グループケア（けやき）」は令和2年8月から職員体制が整わず閉鎖したが、本年度も職員体制が整わず閉鎖中。今後も職員確保に努めたい。	協定書、仕様書、事業計画書に基づき、施設の設置目的に沿った効果的な管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	施設内に入退所に関する検討委員会を設置し、児童相談所等関係機関と十分連携を図りながら利用を進めた。また、学園運営のチェック機関として、福祉サービス評価委員会を開催（対面）し、開かれた施設運営に努めた。	関係機関との連携や、施設独自のチェック機関設置、福祉サービス評価委員会の開催により、公平・公正で開かれた施設運営が確保されたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	子どもの人権尊重を図るべく、定期的な児童への聴き取りや職員のアンケート調査を実施し、学園生活の質の向上に努めた。 医師面接、心理面接、生活面接を定期的に行い、個別支援として特別日課の機会を増やし、児童の要望に応えるように努めた。 満足度調査、嗜好調査を実施し、児童の率直な声を支援に反映できるように努めた。 新型コロナウイルス感染症陽性者発症時は、あさひ分校への分散登校を行い、学習の保障が出来るよう協力を依頼した。発症時は閉鎖中のGHけやきをゾーニングし、対応職員を限定した。	・児童の権利擁護の充実を図るため、虐待防止対策の強化を図るなど、生活の質の向上に努めた。 また、満足度調査や嗜好調査の実施により、利用者である入所児童の要望を日常の支援業務に活かすなど、管理運営にも速やかに反映させており、サービスの向上に努めたと認められる。 ・分散登校等により、コロナ禍においても学習機会の保障に努めたと認められる。	B
自主事業			
職員・管理体制	職員会議や、毎日、朝・昼・夕の引き継ぎの場を通じ、職員間の意思疎通を図り、質の高い支援体制づくりに努めた。 OJTをはじめ、外部研修（WEB）への積極的な参加や所内研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めた。	仕様書に基づき、児童心理治療施設としての適正な管理運営を実施するために必要な職員配置と体制づくりに努め、職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組んだと認められる。	B
収支状況	・ 収入額 200,312千円（うち指定管理料191,918千円） ・ 支出額 197,409千円 ・ 収支差額 2,903千円	治療支援施設という、設置目的から求められる高度な専門性を発揮した管理運営を維持しながらも、更なる経費節減に向けた努力に期待する。	B
総合評価	協定書、仕様書、事業計画書に沿った効果的な管理運営に努めた。 定期的な児童への聴き取りや職員のアンケート調査を実施し、合わせて外部講師による所内研修会を行う等、児童の人権尊重に努めた。 退所後のアフターケアについて、家庭支援専門相談員を中心に、家庭訪問・支援者会議参加等WEB会議と併用し積極的に活動した。 新型コロナウイルス感染症拡大により、長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルに対応したマニュアルの見直しを行い感染防止に努めた。	・外部研修に参加する他、内部研修の充実により職員の資質向上に努め、支援内容の質の維持向上に取り組んだ。 ・児童や職員に対する調査等の実施により施設運営の透明性を確保するとともに、利用者へのサービスの向上に努めた。 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めた。 ・今後も支援内容の質の向上及び円滑な管理運営が図られるよう期待する。	B

<評価区分> A：仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B：おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C：仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D：仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	暴力・暴言による行動化を主訴とした入所児童の増加により、個別支援の必要性が増している。それに対応した、支援の質をより一層高めてゆくことが求められ、研修・研究会等をさらに充実したものとする必要がある。 年度末に退所が集中することにより、年度当初の在籍率が低下し、必然的に分校在籍児童数の確保が困難な状態が続いている。	施設職員の更なる育成・スキルアップのため、専門研修等の充実を図るとともに、関係機関との連携による「家族支援」「地域支援」を含め、より専門性を高めた高度かつ効果的な施設の管理運営が図られるよう期待する。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況（第三者評価実施年度の翌年度以降に記載）

【実施年月日：令和4年11月25日】（対象年度3年度）

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>【施設の目的に沿った管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務に関する基本協定書及び仕様書、事業計画書に基づき、概ね施設目的に沿った運営が行われている。 ・新型コロナウイルス感染対策のマニュアル化等、適切な対応がなされた。 ・グループホームについて、職員体制が整わず閉鎖している状態だが、協定書及び仕様書に管理運営方法の明記がなく、評価基準が曖昧である。評価及び責任を明確にするためにも、管理運営方法については所管課、指定管理者の相互で十分に協議した上で対応を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループケアが必要な児童が生じた場合に支障のないよう、職員体制を早急に整えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の有効利用の観点から、グループホームを含めた施設の管理・運営に関する事項について指定管理者と確認し、評価の観点を明確にするよう図る。
<p>【平等な利用の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望時と入所時で、学園と分校の男女比、学年比のバランスが合わず、希望しても入所に至らなかった児童がいる一方で、地域や学校では発達障害を有する児童であれば入所が可能との考えも散見される。地域での潜在的な入所希望者は多いと思われることから、児童心理治療施設としての治療目的を明確にし、治療の必要な児童が入所できるよう配慮していただきたい。 ・入所を希望した児童や保護者のモチベーションが保たれるよう、迅速かつ柔軟な対応をお願いしたい。 ・児童相談所等との関係機関と連携が図られており、福祉サービス評価委員会においても施設運営等の点検が適切に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での行動制限等が影響したものの、入所を希望する児童に対し丁寧にケースワークを実施し入所が最適かどうか慎重に判断を行っているところ。今後、さらなる迅速化、柔軟性に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関を交えた検討委員会の開催等により、治療を必要とする児童が入所できるよう、公平・公正・平等な利用の確保に努める。
<p>【利用者サービス向上の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査により、要望を日常の支援業務や体制、生活環境の改善に活かすなどサービス向上に努めていた。 ・利用者満足度調査による児童への聞き取りが実施されているため、その結果を児童、職員全体にフィードバックし、意見に対し改善に向けて努めていただきたい。また、児童への聞き取りにあたっては、複数の職員に聞き取ってもらうよう努めてほしい。児童の意見表明の機会を捉え、積極的に児童の話聞いてもらうようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査による結果について児童、職員全体にフィードバックし、その改善に向け取り組んでいく。また、児童が意見表明する機会を大切に、複数での対応が出来るように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の意見を、可能な限り支援業務等に反映するよう努める。 ・利用者満足度調査結果のフィードバックによる利用者サービス向上に期待する。
<p>【職員・管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループケアを希望する児童に対し、職員の不足によりそれが叶わないことは問題と考える。グループケアの再開に尽力願いたい。 ・障がい児支援を行う他の法人等においても、求人に対する応募が無い状況。指定管理者だけでは職員確保は困難なため、県の支援が必要と考える。 ・発達の特性や暴力など対応が困難な児童への指導により、職員の心身への負担が大きいために推察される。職員の健康管理を含めた職場環境の向上に努めていただきたい。 ・就業規則第42条（休日）について必ずしも土曜日及び日曜日が休日にはならないため、実態と整合を図るよう修正が必要。 ・職員の出勤簿から、在園時間と勤務時間の乖離が見受けられるため、適切な労務管理に努めてほしい。 ・社会保険については、引き続き適正な加入を継続してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの再開に向け、職員数の確保に取り組むとともに、職員の労務環境の充実に努める。 ・就業規則については令和5年度中の人事・給与制度の改正に合わせ、改正を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの再開に向け、職員数の確保及び職員の労務環境の充実に努める。
<p>【収支状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支差額補填方式に基づく指定管理料の算定方法は、指定管理者の企業努力により支出を抑制した場合であっても次期指定管理料の縮小につながる。特に今期は前期に対し指定管理料の減少割合が大きいため、グループホームの運営に必要な職員が充足されない一方で、人件費の支出を抑えている面もあり、中長期的に適正人員による適正な施設運営の制約となる懸念がある。所管課はこれを見直すか、あるいは実質的に柔軟な対応を図るよう望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営にあたり、常にコスト意識を自覚しているが、利用児童（入所・通所児童）の生活や治療に影響を及ぼさないよう十分配慮しながら、引き続き効率的で効果的な管理運営に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支状況について、経営努力による支出抑制が次期指定管理料減額に繋がることとにならないよう、所管課としてその算定にあたり留意して取り組む。
<p>【総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング要領が定める定量的評価基準に基づく限り、達成されている。職員定数を満たしていない点やグループホームの閉鎖への対応が所管課・指定管理者とも現状では不十分に感じる。 ・グループホームの早期再開に向けて、所管課・指定管理者とも尽力すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの早期再開に向け、職員の確保に努めるとともに、施設の運営方針に沿ったサービスの提供を実施するため、適切な管理運営を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの早期再開に向け、職員の確保に努めるとともに、施設の運営方針に沿ったサービスの提供を実施するため、適切な管理運営を行うよう努める。